

教育長の営利企業等の従事制限に係る地位を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

#### 香川県人事委員会規則第26号

教育長の営利企業等の従事制限に係る地位を定める規則の一部を改正する規則

教育長の営利企業等の従事制限に係る地位を定める規則（平成27年香川県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="215 485 976 515"><u>教育長の営利企業への従事等の制限に係る地位を定める規則</u></p> <p data-bbox="129 560 1086 703">地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第7項の人事委員会規則で定める地位は、<u>営利企業への従事等の制限に関する規則</u>（昭和26年香川県人事委員会規則第6号）の適用を受ける職員の例による。</p>	<p data-bbox="1200 485 1906 515"><u>教育長の営利企業等の従事制限に係る地位を定める規則</u></p> <p data-bbox="1120 560 2072 668">地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第7項の人事委員会規則で定める地位は、<u>営利企業等の従事制限に関する規則</u>（昭和26年人事委員会規則第6号）の適用を受ける職員の例による。</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。